

「被害に遭わないために」 ～生活の法律知識～

2012.5.24

弁護士 小島幸保

消費者の味方となる法律

代表的なものとして、

- 消費者契約法
- 特定商取引に関する法律



小島法律事務所

KOJIMA LAW OFFICE

消費者契約法とは

事業者と消費者の格差による
消費者の不利益(消費者被害)を防ぐため、

消費者契約に広く適用される
民事ルールを定めた法律

契約自由の原則

契約の締結・内容・方式を、国家の干渉を受けず自由に決定することができること

この原則によれば、いったん契約した以上、その内容は必ず有効となってしまう。

→消費者には酷なことが多い

消費者契約法のポイント

- 契約の取消しを認める
- 法違反の内容を含む条項を無効にする

契約の取消しとは？

事業者の不当な勧誘行為により、

「誤認」「困惑」して

契約した場合には、

契約を取り消すことができる

取消しできる期間

- 誤認の場合

誤認に気付いたときから6か月以内で、かつ、
契約締結のときから5年以内

- 困惑の場合

困惑の状態を脱した時から6カ月以内

取消しの効果

- 契約は初めからなかったことになる。
→つまり、商品を返して、払ったお金を返してもらおうことになる。
- では、商品を使ってしまった場合はどうすればいい？
→現存利益の範囲で返還する義務がある。

取消しの方法

- 「取り消す」という意思を通知すればよい。
- ただし、「言った」「言わない」になると困るので、書面が望ましい。
→「内容証明郵便」であれば、さらに安心

消費者契約法10条によって 無効となる条項

他の法律の規定を適用した場合と比べて、
消費者の権利を制限し、
又は消費者の義務を加重する
消費者契約の条項であって、
信義則に反して
消費者の利益を一方的に害するもの

無効となる場面

- 事業者の損害賠償責任を免除するもの
- 消費者が支払う損害賠償額を予定するもの
- 消費者の利益を一方的に害するもの

最近問題となった事例

- 保険料の払い込みがされない場合に催告がなくても保険契約が失効するという条項
→条項は有効
- 敷引条項
→無効となる事例が多い

特定商取引に関する法律

消費者トラブルの多い特定の**6類型**が対象

事業者の行為を規制し、
トラブル防止のためのルールを定める

6類型とは

- 訪問販売
- 電話勧誘販売
- 通信販売
- 特定継続的役務提供
- 連鎖販売取引
- 業務提供誘因販売取引

訪問販売の被害事例

- 認知症の老姉妹が、
総額5千万円のリフォーム被害に遭い、
自宅が競売にかけられた事例
- 点検商法（耐震診断など）
- 次々販売

被害を救済するための規制

- 書面の交付義務
- クーリング・オフ
- 過量販売契約の解除・・・訪問販売について
- 契約の取消し
- 中途解約・・・特定継続的役務提供について

クーリング・オフ

訪問販売など、不意打ち的に勧誘を受けたりすると、消費者は冷静に判断できないまま契約してしまう傾向がある



契約後も一定期間は、消費者が頭を冷やして考えなおせる機会を与えるもの



クーリング・オフの効果

- 契約は初めからなかったことになる。
- 未払代金の支払い義務はなくなる。
- 既払い金は返してもらえる。
- 商品を受け取っているときは、返還しなければならない
- 商品を返還するための費用は事業者負担。

クーリング・オフができない場面

- クーリング・オフ期間が経過してしまった場合
- 現金取引で総額3000円未満のとき
- 電気・ガスのようなライフラインや、葬儀に関する役務の提供
- 消耗品を使用・消費してしまった場合

クーリング・オフができる期間

- 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供
 - ➡ 契約書面を受け取った日から**8日間**
- 連鎖販売取引(マルチ商法)や業務提供誘因販売取引(内職・モニター商法)
 - ➡ 契約書面を受け取った日から**20日間**
- 通信販売は、**クーリング・オフできない**。

クーリング・オフの方法

- クーリング・オフ期間内に出す。
- 書面で、契約した事業者宛に出す。
- クレジットカード払いの場合は、カード会社に出す。
- コピーで残す。
- 簡易書留で出す（ハガキでもよい）。
- できれば、内容証明郵便がよい。



契約解除通知書

株式会社ABC 代表取締役 観音寺太郎 殿

契約年月日 平成24年5月5日

商品名 健康布団一式

契約金額 525,000円

上記日付の契約を解除します。

支払い済みの金525,000円を返金するとともに商品を引き取って下さい。

平成24年5月24日

香川県観音寺市坂本町1丁目1番1号

四国 次郎

ウソに注意！

- 訪問販売で契約したのに、「この契約はクーリング・オフできません」
- 「工事はもう終わっているので、クーリング・オフできません」
- 契約の場でわざと消耗品を使用させ、
「消耗品を使ったので、クーリング・オフできません」

消費者被害の相談例

- 「絶対儲かる情報を買いませんか。」
- 「座っているだけで、日給1万円。そのために入会金が必要です。」
- 「通信販売の未払い金があります。」
- 「クレジットカードで現金化しませんか」
- 「未公開株式で儲けませんか」

振り込め詐欺の手口は？

- 息子や孫を装う
- 警察官、弁護士を装う
- 卒業名簿の情報を悪用
- 「風邪をひいていて声が変わる」「携帯電話の番号が変わった」などと最初の電話で安心させ、2度目の電話でお金を支払わせるための話をする。

こんな話を信じてしまう？

- 会社の金の使い込みがバレた
- 大きなミスをして、どうしても今日中に取引先に支払が必要になった
- 痴漢と間違われて、示談金を払わないと・・・
- 女性を妊娠させた。誰にも頼れない。
- 交通事故を起こしてしまった。相手はヤバイ人なので何をされるかわからない。

被害の防止と拡大のために

- 訪問販売で安易に契約しない
- 高齢者の見守りを心がける
- とにかく相談する

本日はありがとうございました



〒530-0054

大阪市北区南森町1-3-27 南森町丸井ビル8階

TEL06-6363-0871 FAX06-6363-0873

office@kojima-lawoffice.com

<http://www.kojima-lawoffice.com>